

X-Times特約

第1条（総則）

本カードは、株式会社ジェーシーピー（以下「JCB」という。）またはJCBおよびJCBの指定するカード発行会社（以下「当社」という。）が発行するもので、「X-Times」（以下「本カード」という。）と称します。なお、カード発行会社がJCBの場合、本特約条文中の「当社」、「両社」を「JCB」と読み替えるものとします。

第2条（会員）

本特約および別途当社およびJCB（以下「両社」という。）の定めるJCB会員規約を承認のうえ入会を申し込み、両社が認めた方を会員（以下「会員」という。）とし、本カードを貸与します。

第3条（特約の優越）

1. 本特約とJCB会員規約の内容に相違がある場合、本特約が優先して適用されます。
2. 本特約に定めのない事項については、JCB会員規約が適用されるものとします。

第4条（ショッピング利用の支払区分）

1. 会員が本カードでショッピング利用をした場合、支払区分は原則として10回払いの分割払いとなります。ただし、本会員（JCB会員規約に定めるものをいう。以下同じ。）が申し出、当社が認めた場合には、分割払いの支払回数を変更することができます。変更後、本会員からの申し出がない限り、当該支払回数は変更されません。
2. 前項にかかわらず、一部の加盟店の利用、カードの付帯サービス料金その他当社が指定するものは、「ショッピング1回払い」となります。また、ショッピング利用の際に会員が当社が指定する加盟店で別途支払回数を指定した場合（ただし、会員がショッピング1回払いを指定した場合は除く。）およびショッピング利用後に会員が別途支払回数の変更を申し出、当社が認めた場合には、当該ショッピング利用に関する分割払いの支払回数のみ会員が指定した回数となります。なお、「ショッピング2回払い」「ボーナス1回払い」「ショッピングリボ払い」「ショッピングスキップ払い」はご利用いただけません。

第5条（キャッシングリボ払い）

1. 会員は、当社が設定したキャッシングリボ払い利用可能枠の範囲内でA / X JCBキャッシングリボ払い（以下本条において「本キャッシングリボ払い」という。）を利用することができます。本キャッシングリボ払いの利用方法等については、JCB会員規約が準用されるものとします。
2. 本キャッシングリボ払いの利率は、別途キャッシングリボ払いのご案内にて定める範囲内でカード発行会社ごとにキャッシングリボ払い利用可能枠に応じて設定されます。

第6条（利用可能枠）

当社は、会員に対して商品ごとの利用可能枠（機能別利用可能枠）として、ショッピング分割払い利用可能枠およびキャッシングリボ払い利用可能枠を審査のうえ決定します。なお、JCB会員規約に定める、その他の機能別利用可能枠は付与されません。

第7条（年会費）

本カードの年会費は、免除するものとします。

第8条（本特約の改定）

本特約の改定は、JCB会員規約（会員規約およびその改定）が適用されます。

(TK440000・20250228)